

Kinoshita



地方議会の改革

二七議会基本条例を

Fukushima



「議会改革」のひとつの手法として、「議会基本条例」の制定が全国の地方議会で見られています。二〇〇九年四月一日時点で議会基本条例を制定した市町村議会は48となり、ブームと言っても過言ではない状況です。しかし、その内実は、議会が首長に対抗する権限を強化しただけの条例も少なくありません。地方議会改革の本来の目的は、議会と市民の関係の強化によって議会を活性化することです。市民の不参加は、結果的に議会の力を弱め、自治の力を推進できません。

地方議会の改革は、地方分権の流れとは不可分です。中央と地方の関係や地方分権の背景等、地方自治体を取り巻く環境を俯瞰した視点から問題提起します。

また、議会基本条例を制定した48市町村議会を対象にアンケート・ヒアリング調査の分析を基に、問題点の整理、改善点の提案をします。また、地方議会の現状と展望について、皆さんとの議論を行います。

斬る



Kato



Nakao

日時 ● 7月1日(水) 15:00~17:00 会場 ● 日本財団ビル2F 大会議室

基調講演 「地方分権時代の地方議会」加藤秀樹(東京財団会長)

調査報告/パネルディスカッション/意見交換

パネリスト ● 木下敏之(東京財団上席研究員、前佐賀市長) / 福嶋浩彦(東京財団上席研究員、前我孫子市長)
中尾 修(東京財団研究員、前栗山町議会事務局長)

申込先 ● WEB・FAXにて URL <https://blue.tricorn.net/tkfd3/o.x?f=83d8dcd5>
fax 03-6229-5506

参加費 ● 無料(事前申込必須) 定員 ● 50名



● ふりがな
ご芳名:

● ご所属/お役職:

● ご住所:〒

● tel.:

● fax.:

● e-mail: